

KKR

年金だより

平成28年1月発行

No.115

国家公務員共済組合連合会

<重要>

平成27年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について	2頁
源泉徴収票に関するよくある質問	3頁

<お知らせ>

年金額や年金支給額に変更があった場合の通知書の様式が変わりました	4頁
「年金支払通知書」の様式が変わりました	5頁
各種証明書等の「自動受付サービス」をご利用ください	6頁
全国年金相談会のご案内	
「KKRねんきん案内」の同封について	
読者のひろば、原稿・表紙写真募集	7頁
平成28年KKR年金カレンダー・お問い合わせ先	8頁

主
な
記
事



「電飾された八幡坂の冬景」 北海道函館市 後藤 利雄さん (北海道)

「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

遺族(共済)年金、障害(共済)年金は非課税ですでお送りしていません

退職共済(老齢厚生)年金等の受給者の皆様へ

平成27年中に連合会がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下「源泉徴収票」といいます。)を、**平成28年1月中旬にお送りします。**

この源泉徴収票は、確定申告の際に必要なほか、年金の支払金額(源泉徴収税額を含む)の証明書類として必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、船員老齢年金、船員通算老齢年金を受給されている方

源泉徴収票の見本

源泉徴収票は、圧着式の「はがき」でお届けします。

開いていただくと、源泉徴収票の主な欄の説明と源泉徴収票があります。

(A面) 源泉徴収票の主な欄の説明

- 平成27年中に連合会がお支払いした金額(所得税、復興特別所得税、社会保険料及び個人住民税を差し引く前の金額)を「支払金額」欄に、源泉徴収した金額を「源泉徴収税額」欄(復興特別所得税を含む)に表示しています。
- 「支払金額」欄及び「源泉徴収税額」欄の区分について

法第203条の3第1号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方(注)
法第203条の3第2号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方のうち、国民年金法による老齢(障害)基礎年金と、「退職共済年金」の両方を受給されている方(注)
法第203条の3第3号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的増加倍額(退職共済年金)、老齢厚生年金の受給者で、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方
法第203条の3第4号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、または提出を要しない方

注 各欄における注とは同様の注です。
(注) 平成27年中に55歳に達した方は、55歳に達した月までの区分は「第1号適用分」欄に、55歳に達した翌月からの区分は「第2号適用分」欄に、それぞれ記載しています。
- 「本人」、「控除対象配偶者の有無等」、「控除対象扶養親族の数」及び「障害者の数」の欄
源泉徴収の際に受けた所得控除の該当事項を*または人数で表示しています。
「特別」の欄に()で人数が記載されている場合は、特別障害者のうちの、同居特別障害者の人数を内書で表示しています。
- 「社会保険料の金額」の欄
年金を支払う際に控除した特別徴収額(介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料(税))の総額を記載しています。
内訳については、摘要欄に記載しています。

* 「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ
個人住民税は上記の社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載しておりません。

平成27年分 公的年金等の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所					
	氏名					
(受給者番号)		生年 月日	明治	大正	昭和	平成
			年	月	日	
区分	支払金額	源泉徴収税額				
法第203条の3第1号適用分	円	円	円	円	円	
法第203条の3第2号適用分	円	円	円	円	円	
法第203条の3第3号適用分	円	円	円	円	円	
法第203条の3第4号適用分	円	円	円	円	円	
本 人		社会保険料の金額				
控除対象者	控除対象配偶者	控除対象扶養親族の数	障害者の数			
有 無	老人控除対象配偶者	特定	老人	その他	特別	その他
	人	人	人	人	人	人
(摘要)						
支払者	所在地	〒100-8082 東京都千代田区千代田1-10-9 組合会				
	名 称	国家公務員共済組				
番 号	010000	整理番号	01000000			

見本

「個人住民税」が年金から特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とされていないため、源泉徴収票に記載しておりません。

源泉徴収票に関するよくある質問

質問

1

遺族共済年金を受けています。源泉徴収票が届きませんがどうしてですか。

答え

遺族(共済)年金や障害(共済)年金は非課税ですので、遺族(共済)年金、障害(共済)年金を受けている方には、源泉徴収票は送付していません。

源泉徴収票が届くのは、退職共済年金や老齢厚生年金などを受けている方となります。

質問

2

源泉徴収票の金額はいつからいつまでの金額を記載しているのですか。

答え

平成27年2月の定期支給期分から平成27年12月の定期支給期分までの金額となります。また、平成27年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から平成27年12月の定期支給期分までの金額となります。

質問

3

源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえるのでしょうか。

答え

源泉徴収票を紛失された場合は、お電話やお手紙でご連絡をいただければ再発行を行い、当会年金部に登録されているご本人様の住所あてに郵送します。なお、ご連絡をいただいてから、源泉徴収票を郵送するまでにおおむね1週間程度かかります。

また、各種証明書等の「自動受付サービス」においても源泉徴収票の再発行ができますのでご利用ください(ご利用方法については、6頁をご覧ください。)

確定申告について

■確定申告手続きの簡素化について

平成27年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額^(注)が20万円以下である場合には、原則として確定申告の必要はありません。

(注)利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方

確定申告(還付申告)などに関する詳しい内容は、お近くの税務署にお問い合わせください。

年金額や年金支給額に変更があった場合の通知書の様式が変わりました

平成27年10月以降に年金額や年金支給額に変更があった場合は、以下の通知書に変わりました。

- 年金額に変更があった場合 → 「年金額・支給額変更通知書」
- 年金支給額に変更があった場合 → 「年金支給額変更通知書」

変更後の「年金支給額変更通知書」(退職共済年金)の例

これは見本です。

国家公務員共済組合
年金支給額変更通知書

年金証書記号番号 A - 11 - 00 - 123456 - 7
基礎年金番号 1234 - ***** 年金コード 1170
受給権者氏名 年金 太郎 生年月日 昭和28年12月10日
年金の種類 退職共済年金

あなたの年金について、下記のとおり年金支給額を変更したことを通知します。
平成28年1月30日

国家公務員共済組合連合会理事長 印

1. 支給額の変更の経過

変更年月	年金額	支給停止額	年金支給額	備考
平成27年12月	1,498,300円	556,900円	941,400円	在職中
平成28年1月	1,498,300円	0円	1,498,300円	

年金支給額(年金額)に変更があった場合には、その経過がわかるように表示しています。

2. 平成27年12月 年金額の内訳

報酬比例額	定額・経過的加算額	職域加算額	加給年金額	繰上げ減算額・繰下げ加算額	繰上げ調整額
1,248,533円	円	249,718円	円	円	円

3. 組合員期間

平成15年3月以前の期間	平成15年4月以後の期間	合計
372月	81月	453月

4. 平均標準報酬(月額)

平成15年3月以前の平均標準報酬月額	平成15年4月以後の平均標準報酬月額
329,470円	710,083円

5. 加給年金額対象者の内訳

配偶者	子 人
-----	-----

年金支給額(年金額)に変更があった場合は、直近の額に関する内容が記載されます。

「年金支払通知書」の様式が変わりました

年金支払通知書は以下のように様式が変わりました。送付時期はこれまでどおりで変更はありません（原則として年1回、毎年6月定期支給期前に送付します）。
支給額に変更があった場合には、その都度お知らせします。

変更後の「年金支払通知書」(退職共済年金)の例

これは見本です。 年金支払通知書 平成〇〇年〇月〇日

平成〇〇年〇〇月定期支給期より、下記のとおり支払うこととなりましたのでお知らせします。

受給権者氏名 年金 花子 様 払渡金融機関 クワン クワンナミ
基礎年金番号 0987-*****

平成〇〇年〇〇月〇〇日の合計差引支払額		290,921円	
---------------------	--	----------	--

内訳は以下の通りです。 送金日を記載しています。

	課税の対象となる年金	非課税の年金	計
支払額	297,157円		297,157円
内 訳	退職共済年金	297,157円	
介護保険料	0円		0円
国保・後期高齢者保険料	0円		0円
退職一時金返還額	0円	0円	
所得税及び復興特別所得税	6,236円		6,236円
個人住民税	0円		0円
控除額	0円		0円
	差引支払額		290,921円

ただし、平成〇〇年2月定期支給期についてのみ、支給額の計算過程において切り捨てられた端数を加算するため、下記のとおりとなります。

平成〇〇年2月定期支給期(平成〇〇年2月15日)の合計差引支払額	290,923円
----------------------------------	----------

電話等でお問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の番号をお伝えください。
A-11-01-987654-3

毎年2月定期支給期で端数調整を行うため、端数調整が生じる場合その金額を記載します（端数調整が生じない方については、この欄の記載はありません。）

2つ以上の年金証書記号番号を有する方については、最も支給額の多い年金証書記号番号を記載しています。



各種証明書等の「自動受付サービス」をご利用ください

「年金額改定通知書」等の各種証明書の（再）発行のご依頼につきましては、**24時間受付**の専用電話による『自動受付サービス』をご利用ください。

携帯電話・PHSからもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

なお、平成27年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、平成28年1月21日から受付を行います。



（再）発行を希望される時は・・・

- ① 年金証書記号番号 A-□□-□□-□□□□□□-□ をメモして、
- ② （再）発行自動受付専用電話 ☎03-5212-2243 ヘダイヤルしてください。
- ③ 音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

（再）発行する証明書等につきましては、受付後おおむね1週間程度で、**当会年金部に登録されているご本人様の住所あて**に郵送します。

全国年金相談会のご案内

年金についてのご相談に応じるため、6月より全国31地区で「年金相談会」を開催しており、1月以降も9地区にて開催いたします。

「年金相談会」は事前のご予約が必要です。

会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただきますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。



開催日程(1月以降)

開催地	開催日	開催会場
静岡市	1月15日(金)	ホテルアソシア静岡
松山市	1月20日(水)	KKR道後ゆづき
横浜市	1月22日(金)	KKRポートヒル横浜
奈良市	1月28日(木)	春日野荘
大阪市(2)	1月29日(金)	KKRホテル大阪
宮崎市	2月 5日(金)	ひまわり荘
大分市	2月10日(水)	グリーンリッチホテル大分駅前
千葉市	2月19日(金)	ホテルプラザ菜の花
高崎市	2月26日(金)	ホテルルートイン高崎駅西口

ご予約方法

● 電話でのご予約

予約受付専用電話 ☎03-3265-9708
受付時間 9:30～17:30 (土日祝日、年末年始を除く)
※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

● 文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、
(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
(2)氏名(フリガナ)
(3)生年月日
(4)住所、日中連絡がとれる電話番号
(5)年金証書記号番号または基礎年金番号
(6)相談内容
をご記入いただき、下記あてお送りください。

【文書送付先】
〒102-8082
東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

「KKRねんきん案内」の同封について

年金カレンダー、年金に関する各種届出案内等を記載したコンパクトな「KKRねんきん案内」を同封しましたのでご利用ください。

なお、KKR宿泊施設をご利用いただく際、フロントに提示していただきますと、組合員料金でご利用いただけます。



変化の中に生き甲斐を

六年前妻が肺がんを発症し、老老介護を避けて静岡から娘の居住地富山に転居した。当年八十九歳。

その妻も三年前に亡くなり、マンションで一人住まいをしていたときのことである。

娘から「砺波の古民家を買って、ケアラズカフェ（注）高齢者介護や障害のある子供たちの家族の集まる場所 地域の人たちの憩いの場所の提供 子供たちや若者の学びのサポート等を目的とする施設）を開きたいが協力してもらえないか」と申し出があり、それも面白からうと承知した。

始まってみると思った通り生活環境が一変した。時にホールの壇上に立って話をするこもあった。私はなるべく表に出ないようにしているが、恥ずかしげもなく思ったことを話すのが受けてご指名があり一緒に食事をしたりして話しこむことも多い。時に習い覚えたハーモニカを吹いて聞かせることもある。あるときほかの老人ホームで演奏したら百二歳のおねーさんがだきついてくれた。うれしいね。ハグというそう。その話をしたらハグしてくれる女性が六人もいた。しかし喜んでばかりはいられない。年寄りだと思って安心しているのじゃないだろうか。年寄りのひがみか。ともあれ人を楽しませるには自分が楽しくなければいけない。そのためには健康第一、マー 今のところ頭も体もそれからお口の方も大丈夫だと思っている。

富山県 伊藤 博芳 さん(89歳)

文章を書く楽しみ

私は今年数え年九十歳、思いがけない長生きをしている。足腰の衰えは当然で仕方がない。かかりつけの外科の先生から「今より悪くならないように足腰を鍛える、身体を動かす工夫をする」と教えられた。毎日テレビ体操、屈伸運動などで足腰を鍛えている。

足腰が悪いからと言って、ボンヤリとテレビをみて暮らすなど私の性に合わない。四、五年前から当地方の新聞の「読者のひろば」に投稿をはじめた。拙文でも新聞に載ると、友人知人から励ましの電話が来る。見知らぬ人からも手紙を頂いて文通も続いている。

文章を作ることに意欲を感じるようになる。昨年四月頃から、頭の活性化を兼ねて、NHK学園の「文章教室」で学んでいる。九十歳の手習いであり、挑戦でもある。これは思いのほか楽しい。提出したレポートには必ず、講師の講評、アドバイスが記されている。それを読むのを楽しみに文章を作っている。

時には思いがけない好事に出会うこともある。今年五月ごろに提出した私の作文が、受講者の作品集に載ったから驚いた。自分の目を疑った。何事も挑戦する姿勢が大事だと自分に呟きながら、毎日パソコンと仲良くしている。

一日の過ぎるのが誠に早い、まさに、「光陰矢の如し」だ。老いても挑戦の姿勢を失わないよう、心して過ごしたいと思っている。

鳥取県 橋本 整 さん(89歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

長年「挑戦」・「実践」・「苦戦」されている体験談など「三せん」をテーマにした原稿を募集しておりましたが、次号からはテーマを

「私の大切なもの（例えば、持ち物、食べ物、人物、事柄、思い出、風景など）」、

「私の生きがい」、「私が心がけていること」とし、新たに原稿を募集いたします。どしどしお寄せください。

<募集要領>

- ① ご投稿原稿は、200字以上600字以内にまとめてお寄せください。
- ② 郵便番号、住所、氏名、年齢、年金証書記号番号または基礎年金番号を明記してください。
- ③ 題名を記載してください。
- ④ 連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

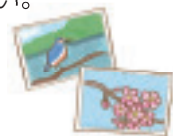
平成28年5月号の本誌の表紙写真を募集します。

5月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、Lまたは2Lサイズのプリント（横写真）で、撮影日時および場所、タイトル、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、応募の締切は平成28年2月29日です。

新テーマにて原稿募集中!!



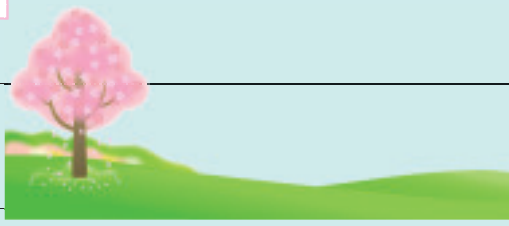

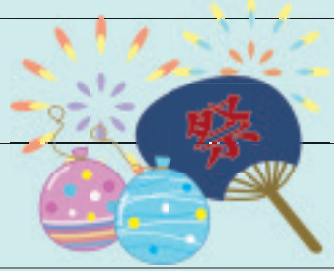


2016年

平成28年 KKR 年金カレンダー



事情により日程が変わることもあります。

定期支給日	時期	発送などの予定
	1月	中旬 『平成27年分 公的年金等の源泉徴収票』 (はがき形式) 発送予定
15日 定期支給期 (12月・1月分)	2月	2月16日 ↓ 3月15日 平成27年分 所得税の確定申告
	3月	
15日 定期支給期 (2月・3月分)	4月	
	5月	下旬 『KKR年金だより116号』 発送予定
15日 定期支給期 (4月・5月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』 (※) 発送予定
15日 定期支給期 (6月・7月分)	8月	
14日 定期支給期 (8月・9月分)	10月	初旬 『KKR年金だより117号』 発送予定 『平成29年分 公的年金等の受給者の扶養 親族等申告書』 発送予定
15日 定期支給期 (10・11月分)	12月	中旬 『KKR年金だより118号』 発送予定

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- 年金の「受取機関変更届」は、毎支給月の前月(奇数月)の10日までに連合会年金部に届くように投函してください。
 - 書類に不備(金融機関の確認印浅れ)などがありますと、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
 - 変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
 - 届出様式が必要な方は、お手数ですが連合会年金部へご依頼ください。
- ※KKRホームページからも印刷することができます。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
☎ 03 (3265) 8141 (代表)

- ◆お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。
- ◆電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようご注意ください。

KKRホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp/nenkin/>
(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)

kkR年金 検索